

# 私立高等学校等の授業料無償化制度について (平成28年4月以降に入学される生徒用)



大阪府広報担当副知事  
もずやん

## 1 授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となるよう支援しています。

## 2 授業料無償化制度の概要

平成28年度の新入生から、世帯区分と授業料負担の額の見直しを行っています。

- ▷ 年収590万円未満世帯 ⇒ 授業料負担が実質無償
- ▷ 年収590万円以上800万円未満世帯 ⇒ 授業料負担が20万円
- ▷ ただし、府内の私立高校に3人以上通わせている世帯については、次の負担額となるよう支援します。
  - ・年収590万円以上800万円未満世帯 ⇒ 授業料負担が10万円
  - ・年収800万円以上910万円未満世帯 ⇒ 授業料負担が20万円

授業料負担の額は、授業料が58万円以下の学校の場合であり、58万円を超える学校の場合は、その額に20万円を加えた額となります。〔65万円の授業料の学校の場合 ⇒ 授業料負担は27万円〕

※府内の私立高校に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯であれば、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯についても支援対象となります。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間に限り、特例的に人数に含めます。

※年収は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のめやすを示すもので、実際は、裏面に記載しているとおり、市町村民税所得割額により判定します。



## 3 私立高校等に3人以上通わせている世帯の確認方法

- ①保護者に扶養されている子どもであること。  
＜確認書類＞ 健康保険証の写し（国民健康保険加入者は、世帯全員の住民票（続柄表記のもの））
- ②私立高校等または大学等において教育を受けている生徒・学生であること(対象となる学校の範囲は、次頁4参照)  
＜確認書類＞ 在学（在校）証明書

※大学等の進学をめざすいわゆる浪人生については、高校等卒業後1年間に限り、予備校等の在校証明書や当該子に対する教育費負担にかかる親権者からの申し出に基づき、特例的に大学等の学生とみなします。

## 4 私立高校等または大学等の学校の範囲

＜ 高校段階 ＞ 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校

※ ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

- ▷ 私立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
- ▷ 公私立専修学校（高等課程）
- ▷ 国公立高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- ▷ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は準看護師養成所（※）
- ▷ 「調理師法」にもとづく調理師養成施設（※）
- ▷ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設（※）
- ▷ 「理容師法」に基づく理容師養成施設（※）
- ▷ 「美容師法」に基づく美容師養成施設（※）
- ▷ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）

（※）専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

＜ 大学段階 ＞ 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

※ ただし、国公立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなす

## 5 補助の要件

- ① 生徒及び保護者（親権者全員）が大阪府内に住所を有していること
- ② 「私立高校生等就学支援推進校」として指定された大阪府内の私立高校等に10月1日に在学していること
- ③ 就学支援金を受給していること
- ④ 保護者の市町村民税所得割額（親権者合算）が基準の範囲内であること（下表）

## 6 就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額

○ 全日制高校、専修学校(高等課程)

〔2段書きの上段（ ）は、私立高校生が3人以上いる世帯等の場合〕

※1 所得区分(年収めやす)	保護者の 市町村民税所得割額 (親権者合算)	就学支援金 (国) ①	授業料支援 補助金(府) ②	支援額の計 ①+②	保護者負担 (授業料が 58万円の 学校の場合)
※2 Aランク(250万円未満)	0円(非課税)	297,000円	283,000円	580,000円	実質無償
Bランク(350万円未満)	51,300円未満	237,600円	342,400円		
Cランク(590万円未満)	154,500円未満	178,200円	401,800円		
Dランク(800万円未満)	251,100円未満	118,800円	(361,200円) 261,200円	(480,000円) 380,000円	(100,000円) 200,000円
Eランク(910万円未満)	304,200円未満		(261,200円) 0円	(380,000円) 118,800円	(200,000円) 461,200円
対象外(910万円以上)	304,200円以上	0円	0円	0円	580,000円

※1 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

※2 生活保護(生活扶助)世帯は、Aランクに含まれます。

➤ A～Cランクの支援額は、授業料が58万円未満の学校の場合は、授業料の額が上限となります。

➤ Dランクの場合の支援額は、学校の授業料の額にかかわらず、保護者負担が10万円または20万円となるように交付されます。

➤ Eランク(私立高校生等が3人以上いる世帯のみ対象)の場合、府の補助金の額は、261,200円が上限となります。

## 7 申請時期

毎年7月以降に在学する私立高校等を通じてお知らせしますので、各学校が定める日までに、手続きしてください。（在学する私立高校等へ提出）

## 8 必要となる書類

① 授業料支援申請書（各学校から大阪府内に住所を有している全生徒に配られます。）

② 保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）

- ▷ 課税証明書、非課税証明書（市町村の住民税の窓口で発行）
- ▷ 市民税・府民税の「特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し
- ▷ 住民税納税通知書の写し（自営業の場合に市町村から送付）

<私立高校生等が3人以上いる世帯>

③ 在学（在校）証明書と健康保険証の写し

※国民健康保険加入者は、国民健康保険証に代えて、世帯全員の住民票(続柄表記のもの)を提出してください。いわゆる浪人生は、予備校等の在校証明書または当該子どもに対する教育費負担にかかる申出書を提出してください。

## 9 交付の時期等

各学校は、生徒の10月1日在学を確認後、府からの補助金交付（11月頃）を受け、授業料の還付や相殺（差引き）を行います。制度の対象となる場合であっても、補助金交付前に納期が到来する授業料等については、学校に一旦納付していただく必要があります。（詳細は、学校の事務室にお問合せください。）

## 10 留意事項

- ▷ 生徒が9月30日までに私立高校等を転退学した場合、その年度における授業料の支援を受けることはできません。
- ▷ 各学校が定める期限までに申請手続きをしなかった場合、授業料の支援を受けることはできませんのでご注意ください。
- ▷ 所得区分の判定は、保護者の市町村民税所得割額（親権者合算）に基づき、毎年度行います。
- ▷ 市町村民税所得割額の更正や、大阪府外への転居、離婚等による保護者の変更などによって、支援額が変更となる場合があります。
- ▷ 税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、税を申告のうえ、課税証明書等の発行を求めてください。
- ▷ 保護者の全員またはどちらか一方が、海外に在住しており、課税証明書等が発行されない場合、授業料の支援を受けることはできません。
- ▷ 大阪府内在住であった保護者が、勤務先の命令により、他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合、辞令等の写しを提出することで、大阪府内在住とみなすことができます。
- ▷ 入学金、教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象となりません。
- ▷ この制度は、平成28年度から平成30年度までの入学生が卒業するまでの3年間適用されます。



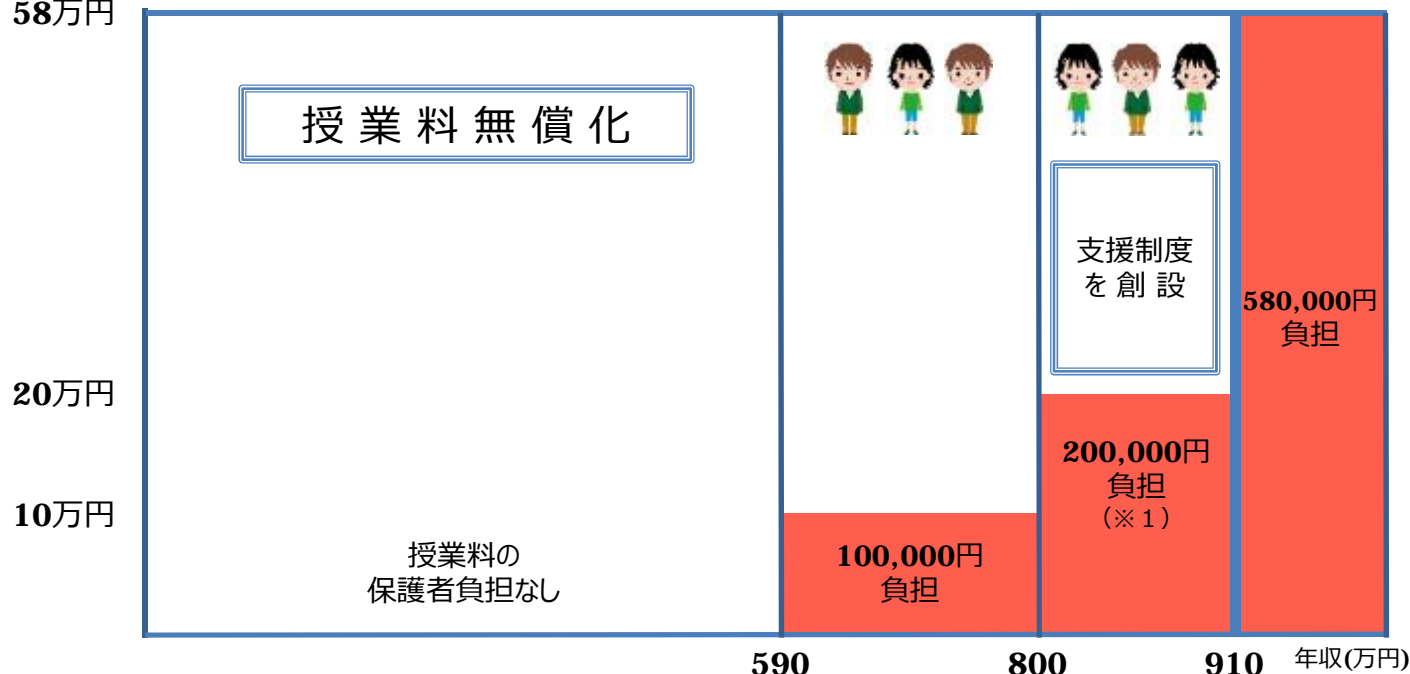
# 授業料無償化制度（保護者負担額）



＜授業料が58万円の学校の場合＞

保護者負担額  
58万円

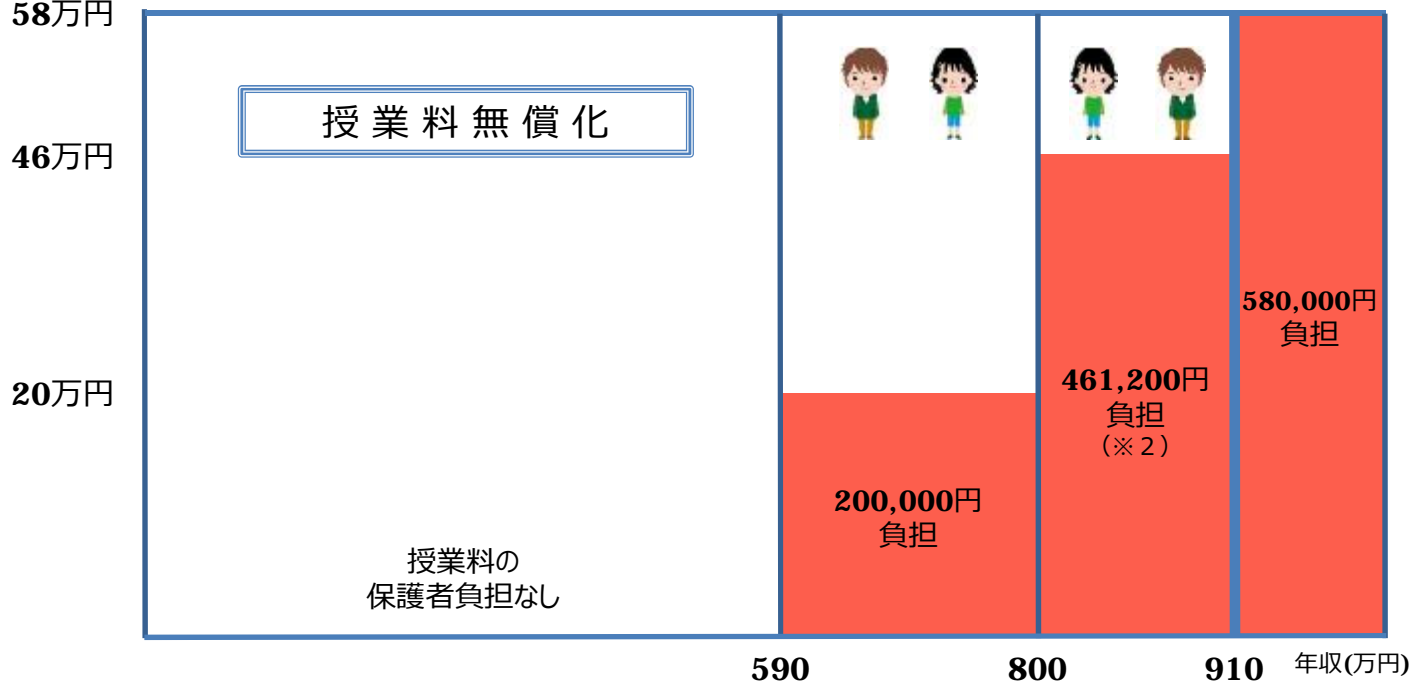
## ■ 学生・生徒が三人以上の世帯の場合



※1 授業料が65万円の学校の場合、保護者負担額は27万円となります。

保護者負担額  
58万円

## ■ 学生・生徒が二人以下の世帯の場合



※2 授業料が65万円の学校の場合、保護者負担額は53万1200円となります。

【お問い合わせ先】 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン  
電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

【大阪府ホームページ】 「私立高校生等に対する授業料支援について」  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>